

情報セキュリティ対策基準

第10版

令和5年3月31日改正

令和5年4月1日施行

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

目 次

第1章 総則

第1節 目的及び定義

第1条 目的

第2条 定義

第2章 情報の取扱い

第1節 情報の利用

第3条 格付け及び取扱制限に従った情報の取扱い

第4条 要保護情報の取扱い

第2節 情報の保存

第5条 格付けに応じた情報の保存

第3節 情報の提供及び公表

第6条 情報の公表

第7条 情報の提供

第4節 情報の運搬及び送信

第8条 運搬方法の決定

第9条 送信手段の決定

第10条 電磁的記録の保護対策

第5節 情報の消去

第11条 電磁的記録の消去

第12条 書面の廃棄方法

第6節 情報のバックアップ

第13条 情報のバックアップ

第3章 情報を取り扱う区域の管理

第1節 施設と環境

第14条 要管理対策区域のクラス、管理及び利用制限

第4章 外部委託

第1節 業務委託

第15条 業務委託等

第16条 業務委託に係る契約

第17条 業務委託における対策の実施

第18条 業務委託における情報の取扱い

第2節 外部サービスの利用

第19条 要機密情報を取り扱う場合の外部サービスの利用に係る規程の整備

- 第20条 クラウドサービスの選定
- 第21条 クラウドサービス以外の場合の選定
- 第22条 外部サービスの利用に係る調達・契約
- 第23条 外部サービスの利用承認
- 第24条 外部サービスを利用した情報システムの導入・構築時の対策
- 第25条 外部サービスを利用した情報システムの運用・保守時の対策
- 第26条 外部サービスを利用した情報システムの更改・廃棄時の対策
- 第27条 要機密情報を取り扱わない場合の外部サービスの利用に係る規程の整備
- 第28条 外部サービスの利用における対策の実施

第5章 情報システムのライフサイクル

第1節 情報システムに係る文書の整備

- 第29条 情報システムの台帳整備
- 第30条 情報システム関連文書の整備

第2節 機器等の調達に係る規程の整備

- 第31条 機器等の調達に係る規程の整備

第3節 情報システムのライフサイクル

- 第32条 情報システムの企画・要件定義
- 第33条 情報システムの構築を業務委託する場合の対策
- 第34条 情報システムの運用・保守を業務委託する場合の対策
- 第35条 情報システムの調達・構築
- 第36条 情報システムの運用・保守時の対策
- 第37条 情報システムの更改・廃棄時の対策
- 第38条 情報システムについての対策の見直し

第4節 情報システムの運用継続計画

- 第39条 情報システムの運用継続計画の整備・整合的運用の確保
- 第40条 業務継続計画と情報セキュリティ関係規程の不整合の報告

第6章 情報システムのセキュリティ要件

第1節 情報システムのセキュリティ機能

- 第41条 主体認証機能の導入
- 第42条 識別コード及び主体認証情報の管理
- 第43条 アクセス制御機能の導入
- 第44条 権限の管理
- 第45条 証跡管理機能の導入
- 第46条 暗号化機能及び電子署名機能の導入
- 第47条 暗号化及び電子署名に係る管理

第2節 情報セキュリティの脅威への対策

- 第48条 ソフトウェアに関するぜい弱性対策の実施
- 第49条 不正プログラム対策の実施
- 第50条 サービス不能攻撃対策の実施
- 第51条 標的型攻撃対策の実施
- 第52条 措置についての要求
- 第53条 アプリケーション・コンテンツのセキュリティ要件の策定
- 第54条 ドメイン名の使用
- 第55条 不正なウェブサイトへの誘導防止
- 第56条 アプリケーション・コンテンツの告知

第7章 情報システムの構成要素

第1節 端末及びサーバ装置等

- 第57条 端末の導入時の対策
- 第58条 端末の運用時の情報セキュリティ対策
- 第59条 端末の運用終了時の対策
- 第60条 機構が貸与する端末（要管理対策区域外で使用する場合に限る）の導入及び利用時の対策
- 第61条 機構貸与以外の端末の導入及び利用時の対策
- 第62条 サーバ装置の導入時の対策
- 第63条 サーバ装置の運用時の対策
- 第64条 サーバ装置の運用終了時の対策
- 第65条 複合機の情報セキュリティ対策
- 第66条 特定用途機器の情報セキュリティ対策

第2節 電子メール及びウェブ等

- 第67条 電子メール導入時の情報セキュリティ対策
- 第68条 ウェブサーバ導入及び運用時の対策
- 第69条 ウェブ開発時及び運用時の対策
- 第70条 DNS 導入時の情報セキュリティ対策
- 第71条 DNS 運用時の情報セキュリティ対策
- 第72条 データベースの導入・運用時の対策

第3節 通信回路

- 第73条 通信回線の構築時の情報セキュリティ対策
- 第74条 通信回線運用時の対策
- 第75条 通信回線の運用終了時の対策
- 第76条 無線 LAN 環境導入時の対策

第8章 個別事項に係る対策

第1節 情報システムへのIPv6技術の導入における対策

第77条 IPv6移行機構がもたらす脆弱性対策

第78条 意図しないIPv6通信の抑止と監視

第9章 情報システムの利用

第1節 情報システムの利用

第79条 情報システムの利用に係る規程の整備

第80条 情報システム利用者の規程の遵守を支援するための対策

第81条 情報システムの利用時の基本的対策

第82条 電子メール及びウェブの利用時の対策

第83条 識別コードの管理

第84条 主体認証情報の管理

第85条 暗号化機能及び電子署名機能の利用

第86条 情報システムの運用時の不正プログラム対策

第87条 Web会議サービスの利用時の対策

第2節 テレワーク

第88条 実施規程の整備

第89条 実施環境における対策

第90条 実施時における対策

第10章 雑則

第91条 本基準の管理部署

附 則

第1条 施行期日

第1章 総則

第1節 目的及び定義

(目的)

第1条 この基準は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の情報セキュリティ管理規程第17条第1項の規定に基づき、機構における情報セキュリティ対策に関して遵守すべき事項の基準を定めるものである。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は情報セキュリティ管理規程の定義によるほか、次の各号による。

- 一 「アクセス制御」とは、主体によるアクセスを許可する客体を制限することをいう。
- 二 「クラス3」とは、クラス2より強固な情報セキュリティを確保するための厳重な管理対策及び利用制限対策を実施する必要がある区域をいう。
- 三 「クラス2」とは、クラス1より強固な情報セキュリティを確保するための管理対策及び利用制限対策を実施する必要がある区域をいう。
- 四 「クラス1」とは、最低限必要な情報セキュリティを確保するための管理対策及び利用制限対策を実施する必要がある区域をいう。
- 五 「クラス0」とは、クラス3、クラス2及びクラス1以外の区域をいう。
- 六 「受渡業者」とは、要管理対策区域内で職務に従事する業務従事者との物品の受渡しを目的とした者をいう。物品の受渡しとしては、宅配便の集配、事務用品の納入等が考えられる。
- 七 「可用性」とは、情報へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保することをいう。
- 八 「可用性1情報」とは、可用性2情報以外の情報（書面を除く。）をいう。
- 九 「可用性2情報」とは、機構の業務で取り扱う情報（書面を除く。）のうち、その滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、国民の権利が侵害され又は機構の業務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報をいう。
- 十 「完全性」とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- 十一 「完全性1情報」とは、完全性2情報以外の情報（書面を除く。）をいう。
- 十二 「完全性2情報」とは、機構の業務で取り扱う情報（書面を除く。）のうち、その改ざん、誤びゅう又は破損により、国民の権利が侵害され、又は機構の業務的

確な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報をいう。

十三 「機構外通信回線」とは、物理的な通信回線を構成する回線（有線又は無線、現実又は仮想及び機構管理又は他組織管理）及び通信回線装置を問わず、機構が管理していない電子計算機が接続され、当該電子計算機間の通信に利用する論理的な通信回線をいう。

十四 「機構内」とは、機構が管理する組織又は建物の内をいう。

十五 「機構内通信回線」とは、物理的な通信回線を構成する回線（有線又は無線、現実又は仮想及び機構管理又は他組織管理）及び通信回線装置を問わず、機構が管理する電子計算機を接続し、当該電子計算機間の通信に利用する論理的な通信回線をいう。

十六 「機密性」とは、情報に関して、アクセスを認められた者だけがこれにアクセスできる状態を確保することをいう。

十七 「機密性1情報」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含まない情報をいう。

十八 「機密性2情報」とは、機構の業務で取り扱う情報のうち、情報公開法第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報であって、「機密性3情報」以外の情報をいう。

十九 「機密性3情報」とは、機構の業務で取り扱う情報のうち、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「文書管理ガイドライン」という。）に定める秘密文書に準じた機密性を要する情報を含む情報をいう。

二十 「共用識別コード」とは、複数の主体が共用することを想定した識別コードをいう。原則として、1つの識別コードは1つの主体のみに対して付与されるものであるが、情報システム上の制約や、利用状況などを考慮して、1つの識別コードを複数の主体で共用する場合もある。このように共用される識別コードを共用識別コードという。

二十一 「権限管理」とは、主体認証に係る情報（識別コード及び主体認証情報を含む。）及びアクセス制御における許可情報を管理することをいう。

二十二 「公開されたぜい弱性」とは、誰もが知り得る状態に置かれているぜい弱性のことであり、ソフトウェアやハードウェアの製造・提供元等から公表されたぜい弱性、又は JPCERT コーディネーションセンター等のセキュリティ関連機関から公表されたぜい弱性が該当する。

二十三 「サービス」とは、サーバ装置上で動作しているアプリケーションにより、接続してきた電子計算機に対して提供される単独又は複数の機能で構成される機能群をいう。

- 二十四 「最小特権機能」とは、管理者権限を実行できる範囲を管理作業に必要な最小の範囲に制限する機能をいう。
- 二十五 「識別」とは、情報システムにアクセスする主体を特定することをいう。
- 二十六 「識別コード」とは、主体を識別するために、情報システムが認識するコード（符号）をいう。代表的な識別コードとして、ユーザ ID が挙げられる。
- 二十七 「重要な設計書」とは、情報システムに関する設計書のうち、当該情報システムの適切な管理に必要なものであり、その紛失、漏えい等により、機構の業務の遂行に支障を及ぼすものをいう。
- 二十八 「主体」とは、情報システムにアクセスする者や、他の情報システム及び装置等をいう。主体は、主として、人である場合を想定しているが、複数の情報システムや装置が連動して動作する場合には、情報システムにアクセスする主体として、他の情報システムや装置も含めるものとする。
- 二十九 「主体認証」とは、識別コードを提示した主体が、その識別コードを付与された主体、すなわち正当な主体であるか否かを検証することをいう。識別コードとともに正しい方法で主体認証情報が提示された場合に主体認証ができたものとして、情報システムはそれらを提示した主体を正当な主体として認識する。
なお、「認証」という用語は、公的又は第三者が証明するという意味を持つが、本基準における「主体認証」については、公的又は第三者による証明に限るものではない。
- 三十 「主体認証情報」とは、主体認証をするために、主体が情報システムに提示する情報をいう。代表的な主体認証情報として、パスワード等がある。
- 三十一 「主体認証情報格納装置」とは、主体認証情報を格納した装置であり、正当な主体に所有又は保持させる装置をいう。所有による主体認証では、これを所有していることで、情報システムはその主体を正当な主体として認識する。代表的な主体認証情報格納装置として、磁気ストライプカードや IC カード等がある。
- 三十二 「情報セキュリティ関係規程」とは、情報セキュリティ管理規程及び本基準に定められた対策内容を具体的な情報システムや業務においてどのような手順に従って実行していくかについて定めた実施手順をいう。
- 三十三 欠番（削除）
- 三十四 「ソフトウェア」とは、電子計算機を動作させる手順及び命令を電子計算機が理解できる形式で記述したものをいう。オペレーティングシステム、オペレーティングシステム上で動作するアプリケーションを含む広義の意味である。
- 三十五 「端末」とは、端末を利用する業務従事者が直接操作を行う電子計算機（オペレーティングシステム及び接続される周辺機器を含む。）であり、いわゆる PC のほか、PDA 等も該当する。
- 三十六 「通信回線」とは、これを利用して複数の電子計算機を接続し、所定の通信

様式に従って情報を送受信するための仕組みをいう。回線及び通信回線装置の接続により構成された通信回線のことを物理的な通信回線といい、物理的な通信回線上に構成され、電子計算機間で所定の通信様式に従って情報を送受信可能な通信回線のことを論理的な通信回線という。

三十七 「通信回線装置」とは、回線の接続のために設置され、電子計算機により回線上を送受信される情報の制御を行うための装置をいう。いわゆるリピータハブ、スイッチングハブ及びルータのほか、ファイアウォール等も該当する。

三十八 「電子計算機」とは、コンピュータ全般のことを指し、オペレーティングシステム及び接続される周辺機器を含むサーバ装置及び端末をいう。

三十九 「複数要素（複合）主体認証（multiple factors authentication / composite authentication）方式」とは、知識、所有、生体情報などのうち、複数の方法の組合せにより主体認証を行う方法である。

四十 「不正プログラム」とは、コンピュータウイルス、スパイウェア等の電子計算機を利用する者が意図しない結果を電子計算機にもたらすソフトウェアの総称をいう。

四十一 「不正プログラム定義ファイル」とは、アンチウイルスソフトウェア等が不正プログラムを判別するために利用するデータをいう。

四十二 「モバイル PC」とは、端末の形態に関係なく、業務で利用する目的により必要に応じて移動する端末をいう。特定の設置場所だけで利用するノート型 PC は、モバイル PC に含まれない。

四十三 「複合機」とは、プリンタ、ファクシミリ、イメージスキャナ及びコピー機等の機能を統合している機器をいう。

四十四 「特定用途機器」とは、テレビ会議システム、IP 電話システム、ネットワークカメラシステム等の特定の用途に使用される情報システム特有の構成要素であって、通信回線に接続されている、又は内蔵電磁的記録媒体を備えているものをいう。

四十五 「ログイン」とは、何らかの主体が主体認証を要求する行為をいう。ログインの後に主体認証が行われるため、ログインの段階ではその主体が正当であるとは限らない。

四十六 「ログオン」とは、ログインの結果により、主体認証を要求した主体が正当であることが情報システムに確認された状態をいう。

四十七 「記録媒体」とは、情報が記録され、又は記載されたものをいう。

四十八 「要保護情報」とは、要機密情報、要保全情報、要安定情報をいう。

四十九 「要機密情報」とは、機構の業務で取り扱う情報のうち、行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に定める秘密文書に相当する機密性を要する情報を含む情報及び独立行政法人等の保有する情報の公

開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報をいう。

五十 「要保全情報」とは、機構の業務で取り扱う情報のうち、その改ざん、誤謬又は破損により、国民の権利が侵害され、又は機構の業務の的確な遂行に支障（ただし、軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報をいう。

五十一 「要安定情報」とは、機構の業務で取り扱う情報のうち、その滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、国民の権利が侵害され、又は機構の業務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報をいう。

五十二 「委託等」とは、情報システムに関する企画、開発、保守及び運用等の情報処理業務の一部又は全部を請け負った者をいう。

五十三 「外部委託」とは、情報システムに関する企画、開発、保守及び運用等の情報処理業務の一部又は全部を機構外の者に請け負わせることをいう。

五十四 「機器等」とは、情報システムの構成要素（サーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器等、ソフトウェア等）、外部電磁的記録媒体等の総称をいう。

五十五 「（情報の）運搬」とは、要保護情報を記録又は保存された機器等を移送することをいう。

五十六 「（情報の）送信」とは、要保護情報を電子メール等により移送することをいう。

第2章 情報の取扱い

第1節 情報の利用

（格付け及び取扱制限に従った情報の取扱い）

第3条 業務従事者は、利用する情報に明示等された格付けに従って、当該情報を適切に取り扱うこと。格付けに加えて取扱制限の明示等がなされている場合には、当該取扱制限の指示内容に従って取り扱うこと。

2 業務従事者は、機密性3情報について要管理対策区域外で情報処理を行う場合は、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。

3 業務従事者は、要保護情報について要管理対策区域外で情報処理を行う場合は、必要な安全管理措置を講ずること。

（要保護情報の取扱い）

第4条 業務従事者は、業務の遂行以外の目的で、要保護情報を機構外に持ち出さない

こと。

- 2 業務従事者は、要保護情報を放置しないこと。
- 3 業務従事者は、要機密情報を必要以上に複製しないこと。
- 4 業務従事者は、要機密情報を必要以上に配布しないこと。
- 5 業務従事者は、情報システムに入力された情報若しくは情報システムから出力した情報を記載した書面のうち要機密情報である書面又は重要な設計書を適切に管理すること。
- 6 業務従事者は、入手した情報の格付及び取扱制限が不明な場合には、情報の作成元又は入手元への確認を行うこと。

第2節 情報の保存

(格付に応じた情報の保存)

第5条 業務従事者は、電磁的記録媒体に保存された要保護情報について、適切なアクセス制御を行うこと。

- 2 業務従事者は、情報の格付及び取扱制限に応じて、情報が保存された電磁的記録媒体を適切に管理すること。
- 3 業務従事者は、機密性3情報を機器等に保存する場合には次の措置を講ずること。
 - 一 機器等に保存する場合は、インターネットや、インターネットに接点を有する情報システムに接続しない端末、サーバ装置等の機器を使用すること。
 - 二 当該情報に対し、暗号化による保護を行うこと。
 - 三 当該情報を保存した機器等について、盗難及び不正な持ち出し等の物理的な脅威から保護するための措置を講ずること。
- 4 業務従事者は、要機密情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、パスワードを用いて保護する必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報にパスワードを設定すること。
- 5 業務従事者は、要機密情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報を暗号化すること。
- 6 業務従事者は、要保全情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、電子署名の付与を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報に電子署名を付与すること。
- 7 業務従事者は、情報の保存方法を変更する場合には、格付、取扱制限及び記録媒体の特性に応じて必要な措置を講ずること。
- 8 業務従事者は、USBメモリ等の外部電磁的記録媒体を用いて情報を取り扱う際には、定められた利用手順に従うこと。

第3節 情報の提供及び公表

(情報の公表)

第6条 業務従事者は、情報を公表する場合には、当該情報が機密性1情報に格付けされるものであることを確認すること。

2 業務従事者は、電磁的記録を公表する場合には、当該情報の付加情報等からの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずること。

(情報の提供)

第7条 業務従事者は、機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要な設計書を閲覧制限の範囲外の者に提供する場合には、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。

2 業務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録又は機密性2情報である書面を閲覧制限の範囲外の者に提供する場合には、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた提供については、この限りでない。

3 業務従事者は、要保護情報又は重要な設計書を閲覧制限の範囲外の者に提供する必要がある場合には、当該格付及び取扱制限の決定者等に相談し、その決定に従うこと。また、提供先において、当該情報に付された情報の格付及び取扱制限に応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

4 業務従事者は、電磁的記録を提供する場合には、当該記録の付加情報等からの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずること。

第4節 情報の運搬及び送信

(運搬方法の決定)

第8条 業務従事者は、機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要な設計書を要管理対策区域外に持ち出す場合には、安全確保に留意して、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。

2 業務従事者は、機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要な設計書を要管理対策区域外に持ち出す場合には、暗号化措置を施した上で、課室情報セキュリティ責任者が指定する方法により運搬すること。ただし、他機関等の要管理対策区域であって、統括情報セキュリティ責任者があらかじめ定めた区域のみに持ち出す場合は、当該区域を要管理対策区域とみなすことができる。

3 業務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的

記録又は機密性2情報である書面を運搬する場合には、安全確保に留意して、当該情報の運搬方法を決定し、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた運搬については、この限りでない。

- 4 業務従事者は、要機密情報である書面又は重要な設計書を運搬する場合には、情報の格付け及び取扱制限などに応じて、安全確保のための適切な措置を講ずること。
- 5 業務従事者は、要保護情報が記録又は記載された記録媒体の要管理対策区域外への運搬を第三者へ依頼する場合は、セキュアな運送サービスを利用する必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、セキュアな運送サービスを提供する運送事業者により運搬すること。

(送信手段の決定)

第9条 業務従事者は、機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要な設計書である電磁的記録を電子メール等で送信する場合には、安全確保に留意して、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。

- 2 業務従事者は、機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要な設計書を機構等外通信回線（インターネットを除く。）を使用して送信する場合には、暗号化措置を施した上で、課室情報セキュリティ責任者が指定する方法により送信すること。
- 3 業務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録を電子メール等で送信する場合には、安全確保に留意して送信手段を決定し、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた送信については、この限りでない。
- 4 業務従事者は、要保護情報である電磁的記録を送信する場合は、機構が管理する通信回線又は信頼できる通信回線を使用する等安全確保に留意して送信手段を決定すること。

(電磁的記録の保護対策)

第10条 業務従事者は、要機密情報である電磁的記録を運搬又は送信する場合には、パスワードを用いて保護する必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報にパスワードを設定すること。

- 2 業務従事者は、要機密情報である電磁的記録を運搬又は送信する場合には、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報を暗号化すること。
- 3 業務従事者は、要保全情報である電磁的記録を運搬又は送信する場合には、電子署名の付与を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報に電子署名を付与すること。
- 4 業務従事者は、要保全情報である電磁的記録を運搬又は送信する場合には、バック

アップを行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報のバックアップを取得すること。

- 5 業務従事者は、要安定情報である電磁的記録を運搬又は送信する場合には、運搬又は送信中の滅失、紛失、運搬又は送信先への到着時間の遅延等により支障が起こるおそれに対し、同一の電磁的記録を異なる経路及び手段で運搬又は送信するなどの措置を講ずる必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。

第5節 情報の消去

(電磁的記録の消去)

第11条 業務従事者は、電磁的記録媒体に保存された情報が職務上不要となった場合は、速やかに情報を消去しなければならない。

- 2 業務従事者は、電磁的記録媒体を廃棄する場合には、全ての情報を復元が困難な状態にする(以下「抹消する」という。)こと。

(書面の廃棄方法)

第12条 業務従事者は、要機密情報である書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にすること。

第6節 情報のバックアップ

(情報のバックアップ)

第13条 業務従事者は、情報の格付に応じて、適切な方法で情報のバックアップを実施すること。

- 2 業務従事者は、取得した情報のバックアップについて、格付及び取扱制限に従って保存場所、保存方法、保存期間等を定め、適切に管理すること。
- 3 業務従事者は、保存期間を過ぎた情報のバックアップについては、第11条及び第12条の規定に従い、適切な方法で消去、抹消又は廃棄すること。
- 4 業務従事者は、要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録又は重要な設計書について、バックアップ又は複写の必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、そのバックアップ又は複写を取得すること。
- 5 業務従事者は、要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録のバックアップ又は重要な設計書の複写の保管について、災害等により生ずる支障の有無を検討し、支障があると認めるときは、適切な措置を講ずること。

第3章 情報を取り扱う区域の管理

第1節 施設と環境

(要管理対策区域のクラス、管理及び利用制限)

第14条 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域にクラスの区分を定め、クラスに応じた管理対策及び利用制限の手順を定めること。

- 2 区域情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域を管理する場合には、当該区域のクラスを確認し、第1項及び次項に定める管理対策及び利用制限を講ずること。
- 3 区域情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域については、当該区域を管理又は利用する業務従事者がクラスについて認識できる措置を講ずること。
- 4 区域情報セキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、自然災害及び人為的災害から電子計算機及び通信回線装置を保護するための物理的な対策を講ずること。
- 5 業務従事者は、情報を取り扱う場合には、情報を取り扱う区域のクラスを確認し、第1項及び第3項に定める管理対策及び利用制限に従って利用すること。

第4章 外部委託

第1節 業務委託

(業務委託等)

第15条 統括情報セキュリティ責任者は、業務委託等(ソフトウェア開発、情報処理、賃貸借、調査・研究等をいい、その詳細は統括情報セキュリティ責任者が別に示すものとする。)の対象としてよい情報システム及び委託先等によるアクセスを認める情報資産を判断する基準(以下「委託判断基準」という。)を整備すること。

- 2 統括情報セキュリティ責任者は、委託先等の選定手続及び選定基準を整備すること。

(業務委託に係る契約)

第16条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託判断基準に従って業務委託を実施すること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部業務委託を実施する際には、選定基準及び選定手続に従って委託先を選定すること。また、以下の内容を含む情報セキュリティ対策を実施することを委託先の選定条件とし、仕様内容にも含めること。

一 委託先に提供する情報の委託先における目的外利用の禁止

- 二 委託先における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
 - 三 委託事業の実施に当たり、委託先企業若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、機構の意図しない変更が加えられないための管理体制
 - 四 委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供
 - 五 情報セキュリティインシデントへの対処方法
 - 六 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
 - 七 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法
- 3 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託する業務において取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて以下の内容を仕様を含めること。
- 一 情報セキュリティ監査の受入れ
 - 二 サービスレベルの保証
- 4 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先がその役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、第2項及び前項の措置の実施を委託先に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を機構に提供し、機構の承認を受けるよう、仕様内容に含めること。また、委託判断基準及び委託先の選定基準に従って再委託の承認の可否を判断すること。

（業務委託における対策の実施）

- 第17条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、契約に基づき、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認すること。
- 2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託した業務において、情報セキュリティインシデントの発生若しくは情報の目的外利用等を認知した場合又はその旨の報告を業務従事者より受けた場合は、委託事業を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、契約に基づく対処を委託先に講じさせること。
- 3 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託した業務の終了時に、委託先において取り扱われた情報が確実に返却又は抹消されたことを確認すること。

（業務委託における情報の取扱い）

- 第18条 業務従事者は、委託先への情報の提供等において、以下の事項を遵守すること。
- 一 委託先に要保護情報を提供する場合は、提供する情報を必要最小限とし、あらか

じめ定められた安全な受渡し方法により提供すること。

- 二 提供した要保護情報が委託先において不要になった場合は、これを確実に返却又は抹消させること。
- 三 委託業務において、情報セキュリティインシデント、情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者に報告すること。

第2節 外部サービスの利用

(要機密情報を取り扱う場合の外部サービスの利用に係る規程の整備)

第19条 統括情報セキュリティ責任者は、以下を含む外部サービス(要機密情報を取り扱う場合)の利用に関する規程を整備すること。

- 一 外部サービスを利用可能な業務及び情報システムの範囲並びに情報の取扱いを許可する場所を判断する基準(以下4.2本節において「外部サービス利用判断基準」という。)
- 二 外部サービス提供者の選定基準
- 三 外部サービスの利用申請の許可権限者と利用手続
- 四 外部サービス管理者の指名と外部サービスの利用状況の管理

(クラウドサービスの選定)

第20条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、外部サービス利用判断基準に従って外部サービスの利用を検討すること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスで取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、外部サービス提供者の選定基準に従って外部サービス提供者を選定すること。また、業務に特有のリスクが存在する場合には、必要な情報セキュリティ対策を外部サービス提供者の選定条件に含めること。
- 3 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限並びに外部サービスとの情報セキュリティに関する役割及び責任の範囲を踏まえてセキュリティ要件を定め、外部サービスを選定すること。

(クラウドサービス以外の場合の選定)

第21条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、外部サービス利用判断基準に従って外部サービスの利用を検討すること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービ

すでに取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、外部サービス提供者の選定基準に従って外部サービス提供者を選定すること。また、以下の内容を含む情報セキュリティ対策を外部サービス提供者の選定条件に含めること。

- 一 外部サービスの利用を通じて機構が取り扱う情報の外部サービス提供者における目的外利用の禁止
 - 二 外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
 - 三 外部サービスの提供に当たり、外部サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、機構の意図しない変更が加えられないための管理体制
 - 四 外部サービス提供者の資本関係・役員等の情報、外部サービスの提供が行われる施設等の場所、外部サービス提供に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供
 - 五 情報セキュリティインシデントへの対処方法
 - 六 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
 - 七 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法
- 3 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策を検討し、外部サービス提供者の選定条件に含めること。
 - 4 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの利用を通じて機構が取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて以下の内容を外部サービス提供者の選定条件に含めること。
 - 一 情報セキュリティ監査の受入れ
 - 二 サービスレベルの保証
 - 5 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの利用を通じて機構が取り扱う情報に対して国内法以外の法令及び規制が適用されるリスクを評価して外部サービス提供者を選定し、必要に応じて機構の情報が取り扱われる場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を選定条件に含めること。
 - 6 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービス提供者がその役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、外部サービス提供者の選定条件で求める内容を外部サービス提供者に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を機構に提供し、機構の承認を受けるよう、外部サービス提供者の選定条件に含めること。また、外部サービス利用判断基準及び外部サービス提供者の選定基準に従って再委託の承認の可否を判断すること。
 - 7 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じてセキュリティ要件を定め、外部サービスを選定するこ

と。また、外部サービスのセキュリティ要件としてセキュリティに係る国際規格等と同等以上の水準を求めること。

- 8 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性を考慮した上で、外部サービスが提供する部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形でセキュリティ設計を行った上で、情報セキュリティに関する役割及び責任の範囲を踏まえて、セキュリティ要件を定めること。
- 9 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査による報告書の内容、各種の認定・認証制度の適用状況等から、外部サービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断すること。

(外部サービスの利用に係る調達・契約)

- 第22条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスを調達する場合は、外部サービス提供者の選定基準及び選定条件並びに外部サービスの選定時に定めたセキュリティ要件を調達仕様に含めること。
- 2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスを調達する場合は、外部サービス提供者及び外部サービスが調達仕様を満たすことを契約までに確認し、調達仕様の内容を契約に含めること。

(外部サービスの利用承認)

- 第23条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスを利用する場合には、利用申請の許可権限者へ外部サービスの利用申請を行うこと。
- 2 利用申請の許可権限者は、業務従事者による外部サービスの利用申請を審査し、利用の可否を決定すること。
 - 3 利用申請の許可権限者は、外部サービスの利用申請を承認した場合は、承認済み外部サービスとして記録し、外部サービス管理者を指名すること。

(外部サービスを利用した情報システムの導入・構築時の対策)

- 第24条 統括情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方等を踏まえ、以下を含む外部サービスを利用して情報システムを構築する際のセキュリティ対策を規定すること。
- 一 不正なアクセスを防止するためのアクセス制御
 - 二 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化
 - 三 開発時におけるセキュリティ対策
 - 四 設計・設定時の誤りの防止

- 2 外部サービス管理者は、前項において定める規定に対し、構築時に実施状況を確認・記録すること。

(外部サービスを利用した情報システムの運用・保守時の対策)

第25条 統括情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、以下を含む外部サービスを利用して情報システムを運用する際のセキュリティ対策を規定すること。

- 一 外部サービス利用方針の規定
- 二 外部サービス利用に必要な教育
- 三 取り扱う資産の管理
- 四 不正アクセスを防止するためのアクセス制御
- 五 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化
- 六 外部サービス内の通信の制御
- 七 設計・設定時の誤りの防止
- 八 外部サービスを利用した情報システムの事業継続

- 2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、外部サービスで発生したインシデントを認知した際の対処手順を整備すること。
- 3 外部サービス管理者は、前各項において定める規定に対し、運用・保守時に実施状況を定期的に確認・記録すること。

(外部サービスを利用した情報システムの更改・廃棄時の対策)

第26条 統括情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、以下を含む外部サービスの利用を終了する際のセキュリティ対策を規定すること。

- 一 外部サービスの利用終了時における対策
- 二 外部サービスで取り扱った情報の廃棄
- 三 外部サービスの利用のために作成したアカウントの廃棄

- 2 外部サービス管理者は、前項において定める規定に対し、外部サービスの利用終了時に実施状況を確認・記録すること。

(要機密情報を取り扱わない場合の外部サービスの利用に係る規程の整備)

第27条 統括情報セキュリティ責任者は、以下を含む外部サービス(要機密情報を取り扱わない場合)の利用に関する規程を整備すること。

- 一 外部サービスを利用可能な業務の範囲
- 二 外部サービスの利用申請の許可権限者と利用手続

三 外部サービス管理者の指名と外部サービスの利用状況の管理

四 外部サービスの利用の運用手順

(外部サービスの利用における対策の実施)

第28条 業務従事者は、利用するサービスの約款、その他の提供条件等から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で要機密情報を取り扱わない場合の外部サービスの利用を申請すること。また、承認時に指名された外部サービス管理者は、当該外部サービスの利用において適切な措置を講ずること。

2 利用申請の許可権限者は、業務従事者による外部サービスの利用申請を審査し、利用の可否を決定すること。また、承認した外部サービスを記録すること。

第5章 情報システムのライフサイクル

第1節 情報システムに係る文書の整備

(情報システムの台帳整備)

第29条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムを新規に構築し、又は更改する際には、当該情報システムの台帳の記載事項について統括情報セキュリティ責任者に報告すること。

2 統括情報セキュリティ責任者は、全ての情報システムに対して、当該情報システムに係る以下の事項を記載した台帳を整備すること。

- 一 情報システム名
- 二 管理課室
- 三 情報システムセキュリティ責任者の氏名・連絡先
- 四 システム構成
- 五 接続する機構外通信回線の種別
- 六 取り扱う情報の格付け及び取扱制限に関する事項
- 七 当該情報システムの設計・開発、運用、保守に関する事項

3 前項に関し、民間事業者等が提供する情報処理サービスにより情報システムを構築する場合には、以下の事項を含めた事項を記載した台帳を整備すること。

- 一 情報処理サービス名
- 二 契約事業者
- 三 契約期間
- 四 情報処理サービスの概要
- 五 ドメイン名
- 六 取り扱う情報の格付け及び取扱制限に関する事項

(情報システム関連文書の整備)

第30条 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムの情報セキュリティ対策を実施するために必要となる文書として、以下の事項を記載した文書を整備すること。これに当たっては、自動でソフトウェアの種類やバージョン等を管理する機能を有するIT資産管理ソフトウェアを導入するなどにより、これら情報を効率的に収集する手法を決定すること。

- 一 当該情報システムを構成する電子計算機関連事項
 - イ 電子計算機を管理する業務従事者及び利用者を特定する情報
 - ロ 電子計算機の機種並びに利用しているソフトウェアの種類及びバージョン
 - ハ 電子計算機で利用するソフトウェアを動作させるために用いられる他のソフトウェアの種類及びバージョン
 - ニ 電子計算機の仕様書又は設計書
- 二 当該情報システムを構成する通信回線及び通信回線装置関連事項
 - イ 通信回線及び通信回線装置を管理する業務従事者を特定する情報
 - ロ 通信回線装置の機種並びに利用しているソフトウェアの種類及びバージョン
 - ハ 通信回線及び通信回線装置の仕様書又は設計書
 - ニ 通信回線の構成
 - ホ 通信回線装置におけるアクセス制御の設定
 - ヘ 通信回線を利用する電子計算機の識別コード、電子計算機の利用者と当該利用者の識別コードとの対応
 - ト 通信回線の利用部署
- 三 情報システムの構成要素のセキュリティ維持に関する手順
 - イ 電子計算機のセキュリティ維持に関する手順
 - ロ 通信回線を介して提供するサービスのセキュリティ維持に関する手順
 - ハ 通信回線及び通信回線装置のセキュリティ維持に関する手順
- 四 障害・事故等が発生した際の対処手順

第2節 機器等の調達に係る規程の整備

(機器等の調達に係る規程の整備)

第31条 統括情報セキュリティ責任者は、機器等の選定基準を整備すること。必要に応じて、選定基準の一つとして、機器等の開発等のライフサイクルで不正な変更が加えられない管理がなされ、その管理を機構が確認できることを加えること。

2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の視点を加味して、機器等

の納入時の確認・検査手続を整備すること。

第3節 情報システムのライフサイクル

(情報システムの企画・要件定義)

第32条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムについて、ライフサイクル全般にわたってセキュリティ維持が可能な体制の確保を、最高情報セキュリティ責任者に求めること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、基盤となる情報システムを利用して情報システムを構築する場合は、基盤となる情報システムに係る規程等に応じた体制の確保を、最高情報セキュリティ責任者に求めること。
- 3 最高情報セキュリティ責任者は、前二項で求められる体制の確保に関し、統括情報セキュリティ責任者の協力を得ることが必要な場合は、統括情報セキュリティ責任者に当該体制の全部又は一部の整備を求めること。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムを構築する目的、対象とする業務等の業務要件及び当該情報システムで取り扱われる情報の格付等に基づき、構築する情報システムをインターネットや、インターネットに接点を有する情報システム（外部サービスを含む。）から分離することの可否を判断した上で、以下の事項を含む情報システムのセキュリティ要件を策定すること。
 - 一 情報システムに組み込む主体認証、アクセス制御、権限管理、ログ管理、暗号化機能等のセキュリティ機能要件
 - 二 情報システム運用時の監視等の運用管理機能要件（監視するデータが暗号化されている場合は、必要に応じて復号すること）
 - 三 情報システムに関連するぜい弱性についての対策要件
- 5 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルを活用するなどして、情報システムが提供する業務及び取り扱う情報、利用環境を考慮した上で、必要となる情報システムのセキュリティ要件を適切に決定すること。また、開発する情報システムが運用される際に想定される脅威を分析し、当該情報システムにおいて取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じて、セキュリティ要件を適切に策定し、仕様書等に明記すること。
- 6 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムについて、情報セキュリティの侵害又はそのおそれのある事象の発生を監視する必要性の有無を検討し、必要があると認められた場合には、監視のために必要な措置を定めること。
- 7 情報システムセキュリティ責任者は、情報システム（インターネット等の機構外の通信回線に接続される電子計算機、通信回線装置又は通信回線を有する情報システムに限る。）が踏み台として使われることを防止するための措置を講ずること。

- 8 情報システムセキュリティ責任者は、インターネット回線と接続する情報システムを構築する場合は、標的型攻撃を始めとするインターネットからの様々なサイバー攻撃による情報の漏えい、改ざん等のリスクを低減するための多重防御のためのセキュリティ要件について定めること。
- 9 情報システムセキュリティ責任者は、「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」を参照し、利用環境における脅威を分析した上で、情報システムのセキュリティ要件を満たすために機器等の購入（購入に準ずるリースを含む。）及びソフトウェア開発において必要な対策、情報セキュリティについての機能の設定、情報セキュリティについての脅威への対策並びに情報システムの構成要素についての対策について定めること。「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に掲載されていない製品分野においては、調達する機器等の利用環境において考慮すべき脅威を検討し、必要なセキュリティ要件を策定すること。
- 10 情報システムセキュリティ責任者は、基盤となる情報システムを利用して情報システムを構築する場合は、基盤となる情報システム全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないように、基盤となる情報システムの運用管理規程等に基づいたセキュリティ要件を適切に策定すること。

（情報システムの構築を業務委託する場合の対策）

第33条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの構築を業務委託する場合は、以下の事項を含む委託先に実施させる事項を、調達仕様書に記載するなどして、適切に実施させること。

- 一 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装
- 二 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施
- 三 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

（情報システムの運用・保守を業務委託する場合の対策）

第34条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの運用・保守を業務委託する場合は、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるための要件について、調達仕様書に記載するなどして、適切に実施させること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの運用・保守を業務委託する場合は、委託先が実施する情報システムに対する情報セキュリティ対策を適切に把握するため、当該対策による情報システムの変更内容について、速やかに報告させること。

（情報システムの調達・構築）

第35条 情報システムセキュリティ責任者は、機器等の選定時において、選定基準に対する機器等の適合性を確認し、その結果を機器等の選定における判断の一要素とし

て活用すること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの構築において、情報セキュリティの観点から必要な措置を講ずること。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、構築した情報システムを運用保守段階へ移行するに当たり、移行手順及び移行環境に関して、情報セキュリティの観点から必要な措置を講ずること。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、機器等の納入時又は情報システムの受入れ時の確認・検査において、仕様書等定められた検査手続に従い、情報セキュリティ対策に係る要件が満たされていることを確認すること。
- 5 情報システムセキュリティ責任者は、構築した情報システムを運用段階へ移行する際に、当該情報システムの開発事業者から運用保守事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容が含まれていることを確認すること。

(情報システムの運用・保守時の対策)

- 第36条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの構築、運用に際しては、セキュリティ要件に基づき定めた情報セキュリティ対策を行うとともに、情報システムに実装されたセキュリティ機能を適切に運用すること。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、基盤となる情報システムを利用して構築された情報システムを運用する場合は、基盤となる情報システムを整備し運用管理する機関との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となる情報システムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理すること。

(情報システムの更改・廃棄時の対策)

- 第37条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの移行及び廃棄を行う場合は、情報の消去及び保存並びに情報システムの廃棄及び再利用について必要性を検討し、それぞれについて適切な措置を講ずること。

(情報システムについての対策の見直し)

- 第38条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの情報セキュリティ対策について見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認められた場合にはその見直しを行い、必要な措置を講ずること。

第4節 情報システムの運用継続計画

(情報システムの運用継続計画の整備・統合的運用の確保)

第39条 情報セキュリティ委員会は、機構において業務継続計画又は情報セキュリティ管理規程及び本基準を整備する場合には、業務継続計画と情報セキュリティ管理規程及び本基準の整合性の確保のための検討を行うこと。

2 統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機構において業務継続計画の整備計画がある場合には、全ての情報システムについて、当該業務継続計画との関係の有無を検討すること。

3 統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機構において業務継続計画の整備計画がある場合には、当該業務継続計画と関係があると認めた情報システムについて、以下に従って、業務継続計画、情報セキュリティ管理規程及び本基準に基づく共通の実施手順を整備すること。

一 通常時において業務継続計画と情報セキュリティ管理規程及び本基準の共通要素を統合的に運用するため、情報セキュリティの枠内で必要な見直しを行うこと。

二 事態発生時において業務継続計画と情報セキュリティ管理規程及び本基準の実施に障害となる可能性のある情報セキュリティ対策の遵守事項の有無を把握し、統合的運用が可能となるよう事態発生時の規程を整備すること。

(業務継続計画と情報セキュリティ関係規程の不整合の報告)

第40条 業務従事者は、機構において業務継続計画の整備計画がある場合であって、業務継続計画と情報セキュリティ関係規程が定める要求事項との違いなどにより、実施の是非の判断が困難なときは、関係者に連絡するとともに、統括情報セキュリティ責任者が整備した障害・事故等が発生した際の報告手順により、情報セキュリティ責任者にその旨を報告して、指示を得ること。

第6章 情報システムのセキュリティ要件

第1節 情報システムのセキュリティ機能

(主体認証機能の導入)

第41条 情報システムセキュリティ責任者は、全ての情報システムについて、主体認証を行う必要性の有無を検討すること。この場合、要保護情報を取り扱う情報システムについては、主体認証を行う必要があると判断すること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、識別及び主体認証を行う機能を設けること。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、知識による主体認証方式を用いる場合には、以下の機能を設けること。
 - 一 利用者が、自らの主体認証情報を設定する機能
 - 二 利用者が設定した主体認証情報を他者が容易に知ることができないように保持する機能
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、国民・企業と機構との間の申請、届出等のオンライン手続を提供する情報システムを構築する場合は、オンライン手続におけるリスクを評価した上で、主体認証に係る要件を策定すること。
- 5 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、利用者に主体認証情報の定期的な変更を求める場合には、利用者に対して定期的な変更を促す機能のほか、以下のいずれかの機能を設けること。
 - 一 利用者が定期的に変更しているか否かを確認する機能
 - 二 利用者が定期的に変更しなければ、情報システムの利用を継続させない機能
- 6 情報システムセキュリティ管理者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、主体認証情報を秘密にする必要がある場合には、当該主体認証情報が明らかにならないよう以下のとおり管理すること。
 - 一 主体認証情報を保存する場合には、その内容の暗号化を行うこと。
 - 二 主体認証情報を通信する場合には、その内容の暗号化を行うこと。
 - 三 保存又は通信を行う際に暗号化を行うことができない場合には、利用者に自らの主体認証情報を設定、変更、提供（入力）させる際に、暗号化が行われたい旨を通知すること。
- 7 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、主体認証情報又は主体認証情報格納装置を他者に使用され、又は使用される危険性を認識した場合に、直ちに当該主体認証情報若しくは主体認証情報格納装置による主体認証を停止する機能又はこれに対応する識別コードによる情報システムの利用を停止する機能を設けること。
- 8 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、知識、所有、生体情報以外の主体認証方式を用いる場合には、その要件を定めるに際して、以下の事項が適用可能かどうかを検証した上で、当該主体認証方式に適用することが可能な要件を全て満たすこと。
 - 一 正当な主体以外の主体認証を受諾しないこと（誤認の防止）。
 - 二 正当な主体が本人の責任ではない理由で主体認証を拒否されないこと（誤否の防止）。
 - 三 正当な主体が容易に他者に主体認証情報を付与（発行、更新及び変更を含む。以

下本条において同じ。)及び貸与ができないこと(代理の防止)。

- 四 主体認証情報が容易に複製できないこと(複製の防止)。
- 五 情報システムセキュリティ管理者の判断により、ログオンを個々に無効化できる手段があること(無効化の確保)。
- 六 必要時に中断することなく主体認証が可能であること(可用性の確保)。
- 七 新たな主体を追加するために、外部からの情報や装置の供給を必要とする場合には、それらの供給が情報システムの耐用期間の間、十分受けられること(継続性の確保)。
- 八 主体に付与した主体認証情報を使用することが不可能になった際に、正当な主体に対して主体認証情報を安全に再発行できること(再発行の確保)。
- 九 情報システムセキュリティ責任者は、生体情報による主体認証方式を用いる場合には、当該生体情報を本人から事前に同意を得た目的以外の目的で使用しないこと。また、当該生体情報について、本人のプライバシーを侵害しないように留意すること。

(識別コード及び主体認証情報の管理)

- 第42条 情報システムセキュリティ責任者は、全ての情報システムについて、権限管理を行う必要性の有無を検討すること。この場合、要保護情報を取り扱う情報システムについては、権限管理を行う必要があると判断すること。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、権限管理を行う機能を設けること。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、権限管理について、以下の事項を含む手続を定めること。
 - 一 主体からの申請に基づいて権限管理を行う場合には、その申請者が正当な主体であることを確認するための手続
 - 二 主体認証情報の初期配布方法及び変更管理手続
 - 三 アクセス制御情報の設定方法及び変更管理手続
 - 4 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、権限管理を行う者を定めること。
 - 5 権限管理を行う者は、情報システムを利用する許可を得た主体に対してのみ、識別コード及び主体認証情報を発行すること。
 - 6 権限管理を行う者は、管理者権限を持つ識別コードを、業務又は業務上の責務に即した場合に限定して付与(発行、更新及び変更を含む。以下本条において同じ。)すること。
 - 7 権限管理を行う者は、業務上の責務と必要性を勘案し、必要最小限の範囲に限って許可を与えるようにアクセス制御の設定をすること。また、人事異動等により、識別コードを追加し、又は削除するときに、不適切なアクセス制御設定の有無を点検する

こと。

- 8 権限管理を行う者は、単一の情報システムにおいては、1人の業務従事者に対して単一の識別コードのみを付与すること。
- 9 権限管理を行う者は、識別コードをどの主体に付与したかについて記録すること。当該記録を消去する場合には、情報セキュリティ責任者からの事前の承認を得ること。
- 10 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、共用識別コードの利用許可については、情報システムごとにその必要性を判断するとともに、やむを得ず共用識別コードを付与する必要がある場合には、利用者を特定できる仕組みを設けた上で、共用識別コードの取扱いを定め、それに従って利用者に付与すること。
- 11 権限管理を行う者は、識別コードを発行する際に、それが共用識別コードか、共用ではない識別コードかの区別を利用者に通知すること。
- 12 権限管理を行う者は、業務従事者が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該業務従事者の識別コード及び主体認証情報を無効にすること。また、人事異動等により、識別コードを追加し、又は削除するときに、不要な識別コード及び主体認証情報の有無を点検すること。
- 13 権限管理を行う者は、業務従事者が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該業務従事者に交付した主体認証情報格納装置を返還させること。
- 14 権限管理を行う者は、ある主体に付与した識別コードをその後別の主体に対して付与しないこと。
- 15 情報システムセキュリティ管理者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、付与した識別コードが使用できなくなった業務従事者から、代替手段の使用に関する許可申請を受けた場合には、その申請者が正当な利用者であることを確認した上で、その必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、代替手段を提供すること。
- 16 情報システムセキュリティ責任者及び情報システムセキュリティ管理者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、識別コードの不正使用の報告を受けた場合には、直ちに当該識別コードによる使用を停止させること。

(アクセス制御機能の導入)

- 第43条 情報システムセキュリティ責任者は、全ての情報システムについて、アクセス制御を行う必要性の有無を検討すること。この場合、要保護情報を取り扱う情報システムについては、アクセス制御を行う必要があると判断すること。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、アクセス制御を行う必要があると認めた情報システムにおいて、アクセス制御を行う機能を設けること。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、情報システム及び情報へのアクセスを許可す

る主体が確実に制限されるように、アクセス制御機能を適切に運用すること。

- 4 情報システムセキュリティ責任者は、業務従事者自らがアクセス制御を行うことができない情報システムについて、当該情報システムに保存されることとなる情報の格付け及び取扱制限の指示内容に従って、必要なアクセス制御の設定をすること。

(権限の管理)

第44条 情報システムセキュリティ責任者は、主体から対象に対するアクセスの権限を適切に設定するよう、措置を講ずること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、管理者権限の特権を持つ主体の識別コード及び主体認証情報が、悪意ある第三者等によって窃取された際の被害を最小化するための措置及び内部からの不正操作や誤操作を防止するための措置を講ずること。

(証跡管理機能の導入)

第45条 情報システムセキュリティ責任者は、全ての情報システムについて、証跡管理を行う必要性の有無を検討すること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、情報システムセキュリティ管理者及び利用者等に対して、証跡の取得、保存、点検及び分析を行う可能性があることをあらかじめ説明すること。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムには、証跡管理のために証跡を取得する機能を設けること。
- 4 情報システムセキュリティ管理者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、情報システムセキュリティ責任者が情報システムに設けた機能を利用して、証跡を記録すること。
- 5 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、証跡として取得する情報項目及び証跡の保存期間を定めること。
- 6 情報システムセキュリティ管理者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、取得した証跡の保存期間が満了する日まで当該証跡を保存し、保存期間を延長する必要性がない場合は、速やかにこれを消去すること。
- 7 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、証跡が取得できなくなった場合及び取得できなくなるおそれがある場合の対処方法を定め、必要に応じ、これらの場合に対処するための機能を情報システムに設けること。
- 8 情報システムセキュリティ管理者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、証跡が取得できない場合又は取得できなくなるおそれがある場合は、定められた対処方法に基づいて対処すること。
- 9 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報シス

テムにおいては、取得した証跡に対して不当な消去、改ざん及びアクセスがなされないように、取得した証跡についてアクセス制御を行うこと。

- 10 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、取得した証跡を定期的又は適宜点検及び分析し、その結果に応じて必要な情報セキュリティ対策を講じ、又はそれぞれ統括情報セキュリティ責任者若しくは情報セキュリティ責任者に報告すること。
- 11 情報システムセキュリティ責任者は、取得した証跡を効率的かつ確実に点検及び分析しその結果を報告するために、必要に応じて、当該作業を支援する機能を導入すること。

(暗号化機能及び電子署名機能の導入)

第46条 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報(書面を除く。以下同じ。)を取り扱う情報システムについて、暗号化を行う機能を付加する必要性の有無を検討すること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、暗号化を行う必要があると認めた情報システムには、暗号化を行う機能を設けること。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、要保全情報を取り扱う情報システムについて、電子署名の付与及び検証を行う機能を付加する必要性の有無を検討すること。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、電子署名の付与及び検証を行う必要があると認めた情報システムには、電子署名の付与及び検証を行う機能を設けること。
- 5 情報システムセキュリティ責任者は、機構における暗号化及び電子署名の付与について、そのアルゴリズム及び方法は次に従うこと。これによりがたい場合は、あらかじめ統括情報セキュリティ責任者に協議し、その指示に従うこと。
 - 一 電子政府推奨暗号リストに記載されたものが使用可能な場合には、それを使用すること。
 - 二 情報システムの新規構築又は更新に伴い暗号化又は電子署名の付与を導入する場合には、電子政府推奨暗号リストに記載されたアルゴリズムを使用すること。ただし、使用するアルゴリズムを複数のアルゴリズムの中から選択可能とするよう暗号化又は電子署名の付与を実装する箇所においては、当該複数のアルゴリズムに、少なくとも一つは電子政府推奨暗号リストに記載されたものを含めること。
 - 三 暗号化された情報(書面を除く。以下同じ。)の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、鍵の生成手順、有効期限、廃棄手順、更新手順、鍵が露呈した場合の対処手順等を定めること。
 - 四 暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、鍵の保存方法及び保存場所を定めること。
- 6 情報システムセキュリティ責任者は、機構における暗号化及び電子署名のアルゴリ

ズム及び運用方法に、電子署名を行うに当たり、電子署名の目的に合致し、かつ、適用可能な公的な公開鍵基盤が存在する場合はそれを使用するなど、目的に応じた適切な公開鍵基盤を使用するように定めること。

(暗号化及び電子署名に係る管理)

第47条 情報システムセキュリティ責任者は、電子署名の付与を行う必要があると認められた情報システムにおいて、信頼できる機関による電子証明書の提供等電子署名の正当性を検証するための情報又は手段を署名検証者へ提供すること。

2 情報システムセキュリティ責任者は、暗号化を行う情報システム又は電子署名の付与若しくは検証を行う情報システムにおいて、暗号化又は電子署名のために選択されたアルゴリズムの危殆化及びプロトコルのぜい弱性に関する情報を定期的に入手し、必要に応じて、業務従事者と共有を図ること。

第2節 情報セキュリティの脅威への対策

(ソフトウェアに関するぜい弱性対策の実施)

第48条 情報システムセキュリティ責任者は、電子計算機及び通信回線装置の設置又は運用開始時に、ぜい弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針、セキュリティ侵害につながるぜい弱性が情報システムに存在することが発覚した場合には修正が施されること、ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に対する情報提供を仕様書に明記する等して当該機器上で利用するソフトウェアに関連する公開されたぜい弱性の対策を実施すること。

2 情報システムセキュリティ責任者は、公開されたぜい弱性の情報がない段階において、電子計算機及び通信回線装置上で採り得る対策がある場合は、当該対策を実施すること。

3 情報システムセキュリティ責任者は、外部公開する電子計算機の設置又は運用開始時にセキュリティ診断(プラットフォーム診断及びアプリケーション診断)を実施し、情報システムセキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者は診断結果を統括情報セキュリティ責任者に報告すること。また、発見されたぜい弱性に対する対策の実施状況を統括情報セキュリティ責任者に報告すること。

4 情報システムセキュリティ責任者は、電子計算機及び通信回線装置の運用時におけるぜい弱性対策を実施すること。

5 情報システムセキュリティ管理者は、管理対象となる電子計算機及び通信回線装置上で利用しているソフトウェアに関して、公開されたぜい弱性に関連する情報を適宜入手すること。

6 情報システムセキュリティ責任者は、入手したぜい弱性に関連する情報及び対策

方法に関して、必要に応じ、他の情報システムセキュリティ責任者と共有すること。

- 7 情報システムセキュリティ管理者は、定期的にぜい弱性対策及びソフトウェア構成の状況を確認、分析し、不適切な状態にある電子計算機及び通信回線装置が確認された場合の対処を行うこと。
- 8 情報システムセキュリティ責任者は、外部公開する電子計算機について年1回以上セキュリティ診断(プラットフォーム診断及びアプリケーション診断)を実施し、情報システムセキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者は診断結果を統括情報セキュリティ責任者に報告すること。また、発見されたぜい弱性に対する対策の実施状況を統括情報セキュリティ責任者に報告すること。
- 9 情報システムセキュリティ責任者は、管理対象となる電子計算機及び通信回線装置上で利用しているソフトウェアに関して、ぜい弱性に関連する情報を入手した場合には、当該ぜい弱性が情報システムにもたらすリスクを分析した上で、以下の事項について判断し、ぜい弱性対策計画を策定すること。
 - 一 対策の必要性
 - 二 対策方法
 - 三 対策方法が存在しない場合の一時的な回避方法
 - 四 対策方法又は回避方法が情報システムに与える影響
 - 五 対策の実施予定
 - 六 対策試験の必要性
 - 七 対策試験の方法
 - 八 対策試験の実施予定
- 10 情報システムセキュリティ管理者は、ぜい弱性対策計画に基づきぜい弱性対策を講ずること。
- 11 情報システムセキュリティ管理者は、ぜい弱性対策の実施について、実施日、実施内容及び実施者を含む事項を記録すること。
- 12 情報システムセキュリティ管理者は、信頼できる方法でパッチ又はバージョンアップソフトウェア等のぜい弱性を解決するために利用されるファイル(以下「対策用ファイル」という。)を入手すること。また、当該対策用ファイルの完全性検証方法が用意されている場合は、検証を行うこと。

(不正プログラム対策の実施)

- 第49条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの構築時における不正プログラム対策を実施する。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、電子計算機(当該電子計算機で動作可能なアンチウイルスソフトウェア等が存在しない場合を除く。)にアンチウイルスソフトウェア等を導入すること。

- 3 情報システムセキュリティ責任者は、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいてアンチウイルスソフトウェア等により不正プログラム対策を実施すること。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、不正プログラム対策の状況を適宜把握し、その見直しを行うこと。

(サービス不能攻撃対策の実施)

第50条 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システム（インターネットからアクセスを受ける電子計算機、通信回線装置又は通信回線を有する情報システムに限る。）については、サービス提供に必要な電子計算機及び通信回線装置を、障害及び過度のアクセス並びにサービス不能攻撃への対策として冗長化構成とすることなどにより可用性を確保すること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、障害、過度のアクセス及びサービス不能攻撃を受けた場合の影響を最小とする手段を備えた情報システムを構築すること。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、可用性を確保することを目的に、サービス不能攻撃を受けるサーバ装置、端末、通信回線装置又は通信回線から監視対象を特定し、監視すること。

(標的型攻撃対策の実施)

第51条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、標的型攻撃による組織内部への侵入を低減する対策（入口対策）を講ずること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、内部に侵入した攻撃を早期検知して対処する、侵入範囲の拡大の困難度を上げる、及び外部との不正通信を検知して対処する対策（内部対策及び出口対策）を講ずること。

第3節 アプリケーション・コンテンツの作成・提供

(措置についての要求)

第52条 統括情報セキュリティ責任者は、機構外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を求めること。

(アプリケーション・コンテンツのセキュリティ要件の策定)

第53条 業務従事者は、機構外へ電磁的記録（以下、アプリケーション、コンテンツを含む。）を提供する際に、当該電磁的記録の内容、形式等によって、機構外の情報セキュリティ水準の低下を招かないように、次の各号に掲げる事項に注意しなければ

ならない。

- 一 提供する電磁的記録が不正プログラムを含まないこと。
 - 二 提供する電磁的記録がぜい弱性を含まないこと。
 - 三 実行プログラムの形式以外に電磁的記録を提供する手段がない場合以外は、実行プログラムの形式で電磁的記録を提供しないこと。
 - 四 提供する電磁的記録がアプリケーション、コンテンツである場合には、電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段をアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。その際、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合には、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
 - 五 業務従事者は、機構外へ提供した電磁的記録を提供先の者が参照等する際に、利用する端末等の設定変更を要求することによって、機構外の情報セキュリティ水準の低下を招かないように、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。
 - 六 機構外の者が利用している端末のオペレーティングシステム、ソフトウェア等のセキュリティ設定変更を不用意に指示しないこと。
 - 七 機構外の者にセキュリティ上の問題を生じさせるような設定変更を暗黙に指示する電磁的記録を不用意に提供しないこと。
 - 八 やむを得ずセキュリティ設定変更を指示する場合には、後に元の設定に戻す方法を、参照しやすい形式で紹介すること。
 - 九 電磁的記録の利用等に当たって必須ではない、電磁的記録の利用者その他の者に関する情報が本人の意志に反して第三者に提供されるなどの機能が電磁的記録に組み込まれないように作成すること。
- 2 業務従事者は、機構外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずること。
 - 3 業務従事者は、電磁的記録の開発・作成を外部委託する場合において、前条各号に掲げる内容を調達仕様に含めること。

（ドメイン名の使用）

- 第54条 統括情報セキュリティ責任者は、ドメインネームシステムによるドメイン名（以下「ドメイン名」という。）の使用について、以下の事項を業務従事者に求めること。
- 2 業務従事者が機構外の者（国外在住の者を除く。以下、本条において同じ。）に対して、アクセスや送信させることを目的としてドメイン名を告知する場合に、以下の政府機関のドメイン名であることが保証されるドメイン名（以下「政府ドメイン名」という。）を使用すること。ただし、ソーシャルメディアサービスによる情報発信を行う場合及び国際約束に基づくものなどやむを得ない場合を除く。

- 一 go.jp で終わるドメイン名
 - 二 日本語ドメイン名の中で行政等に関するものとして予約されたドメイン名
- 3 業務従事者は、機構外向けに提供するウェブサイト等の作成を外部委託する場合には、前各項の規定にのっとり機構に適するドメイン名を使用するよう調達仕様に含めること。

(不正なウェブサイトへの誘導防止)

- 第55条 情報システムセキュリティ責任者は、利用者が検索サイト等を経由して機構のウェブサイトになりすました不正なウェブサイトへ誘導されないよう、クローラ(ロボット型検索エンジンによる自動巡回プログラム)からのアクセスを排除しないなどの対策を講ずること。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、機構の業務等に関連するキーワードによる検索結果で不審サイトが存在した場合には、不審なサイト検索サイトへのアクセスを防止するための対策を講ずること。

(アプリケーション・コンテンツの告知)

- 第56条 業務従事者は、アプリケーション・コンテンツを告知する場合は、URL等を用いて直接誘導するなど告知する対象となるアプリケーション・コンテンツに利用者が確実に誘導されるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 業務従事者は、機構外の者が提供するアプリケーション・コンテンツを告知する場合は、告知するアプリケーション・コンテンツを管理する組織を明記する等告知するURL等の有効性を保つこと。

第7章 情報システムの構成要素

第1節 端末及びサーバ装置等

(端末の導入時の対策)

- 第57条 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う端末について、端末の盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護するための対策を講ずること。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、端末で利用可能なソフトウェアを定めること。ただし、利用可能なソフトウェアを列挙することが困難な場合には、利用不可能なソフトウェアを列挙し、又は両者を併用することができる。

(端末の運用時の情報セキュリティ対策)

第58条 情報システムセキュリティ責任者は、利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアについて定期的に見直しを行うこと。

2 情報システムセキュリティ責任者は、所管する範囲の端末で利用されている全てのソフトウェアの状態を定期的に調査し、不適切な状態にある端末を検出等した場合には、改善を図ること。

3 情報システムセキュリティ管理者は、情報システムにおいて基準となる時刻に、端末の時刻を同期すること。

(端末の運用終了時の対策)

第59条 情報システムセキュリティ責任者は、電子計算機の運用を終了する場合に、電子計算機の電磁的記録媒体の全ての情報を抹消すること。

(機構が貸与する端末(要管理対策区域外で使用する場合に限る)の導入及び利用時の対策)

第60条 統括情報セキュリティ責任者は、業務従事者が機構で貸与する端末(要管理対策区域外で使用する場合に限る。)を用いて要保護情報を取り扱う場合について、これらの端末や利用した通信回線から情報が漏えいするなどのリスクを踏まえた利用手順及び許可手続を定めること。

2 統括情報セキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う機構が貸与する端末(要管理対策区域外で使用する場合に限る。)について、盗難、紛失、不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するための技術的な措置に関する規定を整備すること。

3 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域外において機構外通信回線に接続した機構が貸与する端末を機構内通信回線に接続することについての可否を判断した上で、可と判断する場合は、当該端末から機構内通信回線を経由して情報システムが不正プログラムに感染するリスクを踏まえた安全管理措置に関する規定及び許可手続を定めること。

4 情報システムセキュリティ責任者は、業務従事者が機構の貸与する端末(要管理対策区域外で使用する場合に限る)を用いて要機密情報を取り扱う場合は、当該端末について第2項の技術的な措置を講ずること。

(機構貸与以外の端末の導入及び利用時の対策)

第61条 最高情報セキュリティ責任者は、機構貸与以外の端末の利用について、取り扱うこととなる情報の格付及び取扱制限、機構が講じる安全管理措置、当該端末の管理は機構ではなくその所有者が行うこと等を踏まえ、求められる情報セキュリティの水準の達成の見込みを勘案し、機構における機構貸与以外の端末の利用の可否を判断

すること。

- 2 統括情報セキュリティ責任者は、業務従事者が機構貸与以外の端末を用いて機構の業務に係る情報処理を行う場合の許可等の手続を定めること。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、業務従事者が機構貸与以外の端末を用いて要保護情報を取り扱う場合について、これらの端末や利用した通信回線から情報が漏えいするなどのリスクを踏まえた利用手順及び許可手続を定めること。
- 4 統括情報セキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う機構貸与以外の端末について、以下の安全管理措置に関する規程を整備すること。
 - 一 盗難、紛失、不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するための技術的な措置
 - 二 不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するための利用時の措置
- 5 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域外において機構外通信回線に接続した機構貸与以外の端末を機構内通信回線に接続することについての可否を判断した上で、可と判断する場合は、当該端末から機構内通信回線を経由して情報システムが不正プログラムに感染するリスクを踏まえた安全管理措置に関する規程及び許可手続を定めること。
- 6 情報セキュリティ責任者は、機構貸与以外の端末を用いた機構の業務に係る情報処理に関する安全管理措置の実施状況を管理する責任者（以下「端末管理責任者」という。）を定めること。
- 7 端末管理責任者は、業務従事者が機構貸与以外の端末を用いて要機密情報を取り扱う場合は、当該端末について第4項第一号の安全管理措置を講ずること。
- 8 端末管理責任者は、要機密情報を取り扱う機構貸与以外の端末について、前項の規定にかかわらず第4項第一号に定める安全管理措置のうち自ら講ずることができないもの及び第4項第二号に定める安全管理措置を業務従事者に講じさせること。
- 9 業務従事者は、要機密情報を取り扱う機構貸与以外の端末について、前項において第4項第一号に定める安全管理措置のうち端末管理責任者が講ずることができないもの及び第4項第二号に定める安全管理措置を講ずること。
- 10 業務従事者は、機構貸与以外の端末を用いて機構の業務に係る情報処理を行う場合には、端末管理責任者の許可を得ること。
- 11 業務従事者は、情報処理の目的を完了した場合は、要保護情報を機構貸与以外の端末から消去すること。

（サーバ装置の導入時の対策）

第62条 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱うサーバ装置について、サーバ装置の盗難及び当該場所からの不正な持ち出し、不正な操作、表示用デ

バイスの盗み見等の物理的な脅威から保護するための対策を講ずること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、障害や過度のアクセス等によりサービスが提供できない事態となることを防ぐため、要安定情報を取り扱う情報システムについて、サービス提供に必要なサーバ装置を冗長構成にするなどにより可用性を確保すること。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、サービスの提供及びサーバ装置の運用管理に利用するソフトウェアを定めること。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、利用が定められたソフトウェアに該当しないサーバアプリケーションが稼働している場合には、当該サーバアプリケーションを停止すること。また、利用が定められたソフトウェアに該当するサーバアプリケーションであっても、利用しない機能を無効化して稼働すること。
- 5 情報システムセキュリティ責任者は、利用が定められたソフトウェアに該当しないソフトウェアをサーバ装置から削除すること。
- 6 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線を経由してサーバ装置の保守作業を行う場合は、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、送受信される情報を暗号化するための機能を設けること。

(サーバ装置の運用時の対策)

- 第63条 情報システムセキュリティ管理者は、所管する情報システムについて整備した文書に基づいて、情報システムの運用管理において情報セキュリティ対策を行うこと。
- 2 情報システムセキュリティ管理者は、サーバ装置の運用管理について、作業日、作業を行ったサーバ装置、作業内容及び作業者を含む事項を記録すること。
 - 3 情報システムセキュリティ管理者は、情報システムにおいて基準となる時刻に、サーバ装置の時刻を同期すること。
 - 4 情報システムセキュリティ責任者は、利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアについて定期的に見直しを行うこと
 - 5 情報システムセキュリティ責任者は、所管する範囲のサーバ装置で利用されている全てのソフトウェアの状態を定期的に調査し、不適切な状態にあるサーバ装置を検出した場合には、当該不適切な状態の改善を図ること。
 - 6 情報システムセキュリティ責任者は、定期的にサーバ装置の構成の変更を確認すること。また、当該変更によって生ずるサーバ装置のセキュリティへの影響を特定し、対処すること。
 - 7 情報システムセキュリティ管理者は、サーバ装置のセキュリティ状態を監視し、不正行為及び不正利用を含む事象の発生を検知すること。
 - 8 情報システムセキュリティ管理者は、要安定情報を取り扱うサーバ装置について、

当該サーバ装置のシステム状態を監視し、当該サーバ装置に関する障害等の発生を検知すること。

- 9 情報システムセキュリティ管理者は、要安定情報を取り扱うサーバ装置については、サーバ装置の運用状態を復元するために必要な措置を講ずること。

(サーバ装置の運用終了時の対策)

第64条 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置の運用を終了する場合に、サーバ装置の電磁的記録媒体の全ての情報を抹消すること。

(複合機の情報セキュリティ対策)

第65条 情報システムセキュリティ責任者は、複合機を調達する際には、当該複合機が備える機能、設置環境並びに取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じ、当該複合機に対して想定される脅威を分析等した上で、適切なセキュリティ要件を策定すること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、利用者認証が成功した者のみ印刷が許可される機能を活用する等複合機が備える機能について適切な設定等を行うことにより運用中の複合機に対する情報セキュリティインシデントへの対策を講ずること。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、複合機の運用を終了する際に、契約で対策を講ずるなどにより、複合機の電磁的記録媒体の全ての情報を抹消すること。

(特定用途機器の情報セキュリティ対策)

第66条 情報システムセキュリティ責任者は、特定用途機器について、取り扱う情報、利用方法、通信回線への接続形態等により脅威が存在する場合には、特定用途機器のソフトウェアに関するぜい弱性への対応など当該機器の特性に応じた対策を講ずること。

第2節 電子メール及びウェブ等

(電子メール導入時の情報セキュリティ対策)

第67条 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールサーバが電子メールの不正な中継を行わないように設定すること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールクライアントから電子メールサーバへの電子メールの受信時及び送信時に SMTP 認証等による業務従事者の主体認証を行う機能を備えること。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールのなりすましの防止策を講ずること。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、インターネットを介して通信する電子メール

の盗聴及び改ざんの防止のため、相手の電子メールサーバが対応している場合には、電子メールのサーバ間通信の暗号化を行うこと。

(ウェブサーバ導入及び運用時の対策)

第68条 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバの管理や設定において、以下の事項を含む情報セキュリティ確保のための対策を講ずること。

一 ディレクトリインデックスの表示を禁止する等ウェブサーバが備える機能のうち、不要な機能を停止又は制限すること。

二 作成や更新に必要な者以外に更新権を与えない等ウェブコンテンツの編集作業を担当する主体を限定すること。

三 公開を想定していないファイルをウェブ公開用ディレクトリに置かない等公開してはならない、又は無意味なウェブコンテンツが公開されないように管理すること。

四 ウェブコンテンツの編集作業に用いる端末を限定し、識別コード及び主体認証情報を適切に管理すること。

五 サービスの利用者の個人に関する情報を通信する場合等、通信時の盗聴等による情報の漏えいを防止する必要がある場合は、暗号化の機能及び電子証明書による認証の機能を設けること

2 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバに保存する情報を特定し、サービスの提供に必要な情報がウェブサーバに保存されないことを確認すること。

(ウェブ開発時及び運用時の対策)

第69条 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブアプリケーションの開発において、既知の種類ウェブアプリケーションのぜい弱性を排除するための対策を講ずること。また、運用時においても、これらの対策に漏れが無いか定期的に確認し、対策に漏れがある状態が確認された場合は対処を行うこと。

2 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバを用いて提供するサービスが利用者からの文字列等の入力を受ける場合には、特殊文字の無害化を実施すること。

3 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバからウェブクライアントに攻撃の糸口になり得る情報を送信しないように情報システムを構築すること。

(DNS 導入時の情報セキュリティ対策)

第70条 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムの名前解決を提供するDNSのコンテンツサーバにおいて、名前解決を停止させないための措置を講ずること。

2 情報システムセキュリティ責任者は、DNSのコンテンツサーバにおいて管理するド

メインに関する情報を運用管理するための手続を定めること。

- 3 情報システムセキュリティ責任者は、DNS のキャッシュサーバにおいて、機構外からの名前解決の要求には応じず、機構内からの名前解決の要求のみに回答を行うための措置を講ずること。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、DNS のコンテンツサーバにおいて、機構内のみで使用する名前解決を提供する場合、当該情報が機構外に漏えいしないための措置を講ずること。

(DNS 運用時の情報セキュリティ対策)

- 第71条 情報システムセキュリティ管理者は、DNS のコンテンツサーバを複数台設置する場合は、管理するドメインに関する情報についてサーバ間で整合性を維持すること。
- 2 情報システムセキュリティ管理者は、DNS のコンテンツサーバにおいて管理するドメインに関する情報を運用管理するための手続に基づいて、当該情報が正確であることを定期的に確認すること。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、キャッシュサーバにおいて、名前解決の要求への適切な応答を維持するための措置を講ずること。

(データベースの導入・運用時の対策)

- 第72条 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに対する内部不正を防止するため、管理者アカウントの適正な権限管理を行うこと。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに格納されているデータにアクセスした利用者を特定できるよう、措置を講ずること。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに格納されているデータに対するアクセス権を有する利用者によるデータの不正な操作を検知できるよう、通常の業務によるデータベースの操作から逸脱した証跡を記録する等対策を講ずること。
 - 4 情報システムセキュリティ責任者は、データベース及びデータベースへアクセスする機器等のぜい弱性を悪用した、データの不正な操作を防止するための対策を講ずること。
 - 5 情報システムセキュリティ責任者は、データの窃取、電磁的記録媒体の盗難等による情報の漏えいを防止する必要がある場合は、適切に暗号化をすること。データベースに格納されているデータに対して暗号化を実施する場合には、バックアップデータやトランザクションデータ等に対しても暗号化を実施すること。

第3節 通信回線

(通信回線の構築時の情報セキュリティ対策)

- 第73条 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線構築時に、当該通信回線に接続する情報システムにて取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じた適切な回線種別を選択し、情報セキュリティインシデントによる影響を回避するために、必要に応じてセグメントを分けるなど、通信回線に対して必要な対策を講ずること。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線において、サーバ装置及び端末のアクセス制御及び経路制御を行う機能を設けること。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムを通信回線に接続する際に、通信内容の秘匿性の確保が必要と考える場合は、TLS (Transport Layer Security) 等により通信内容の秘匿性を確保するための措置を講ずること。
 - 4 情報システムセキュリティ責任者は、業務従事者が通信回線へ情報システムを接続する際に、情報システムの機器番号による識別等によって当該情報システムが接続を許可されたものであることを確認する措置を講ずること。機構内通信回線へ機構貸与以外の端末を接続する際も同様とする。
 - 5 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置をクラス3又はクラス2の区域に設置すること。ただし、クラス3又はクラス2の区域への設置が困難な場合は、物理的な保護措置を講ずる等して、第三者による破壊や不正な操作等が行われぬようにすること。
 - 6 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムが接続される通信回線について、当該通信回線の継続的な運用を可能とするための措置を講ずること。
 - 7 情報システムセキュリティ責任者は、機構内通信回線にインターネット回線や公衆通信回線等の機構外通信回線を接続する場合には、機構内通信回線及び当該機構内通信回線に接続されている情報システムの情報セキュリティを確保するための措置を講ずること。
 - 8 情報システムセキュリティ責任者は、機構内通信回線と機構外通信回線との間で送受信される通信内容を監視するための措置を講ずること。
 - 9 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置が動作するために必要なソフトウェアを定め、ソフトウェアを変更する際の許可申請手順を整備すること。ただし、ソフトウェアを変更することが困難な通信回線装置の場合は、この限りでない。
 - 10 情報システムセキュリティ責任者は、保守又は診断のために、遠隔地から通信回線装置に対して行われるリモートアクセスに係る情報セキュリティを確保すること。
 - 11 情報システムセキュリティ責任者は、電気通信事業者の通信回線サービスを利用する場合には、当該通信回線サービスの情報セキュリティ水準及びサービスレベルを確保するための措置について、情報システムの構築を委託する事業者と契約時に取り決めておくこと。

(通信回線運用時の対策)

- 第74条 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線運用時の情報セキュリティ対策を実施すること。
- 2 情報システムセキュリティ管理者は、情報システムにおいて基準となる時刻に、通信回線装置の時刻を同期すること。
 - 3 情報システムセキュリティ管理者は、通信回線装置のソフトウェアを変更する場合には、情報システムセキュリティ責任者の許可を得ること。
 - 4 情報システムセキュリティ管理者は、通信回線及び通信回線装置の運用管理について、作業日、作業を行った通信回線及び通信回線装置並びに作業内容及び作業者を含む事項を記録すること。
 - 5 情報システムセキュリティ責任者は、経路制御及びアクセス制御を適切に運用し、通信回線や通信要件の変更の際及び定期的に、経路制御及びアクセス制御の設定の見直しを行うこと。
 - 6 情報システムセキュリティ責任者は、所管する範囲の通信回線装置が動作するために必要な全てのソフトウェアの状態を定期的に調査し、不適切な状態にある通信回線装置を検出した場合には、当該不適切な状態の改善を図ること。
 - 7 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムのセキュリティの確保が困難な事由が発生した場合には、他の情報システムと共有している通信回線から独立した閉鎖的な通信回線に構成を変更すること。

(通信回線の運用終了時の対策)

- 第75条 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置の利用を終了する場合には、通信回線装置の電磁的記録媒体の全ての情報を抹消すること。

(無線 LAN 環境導入時の対策)

- 第76条 情報システムセキュリティ責任者は、無線 LAN 技術を利用して機構内通信回線を構築する場合は、通信回線の構築時共通の対策に加えて、通信内容の秘匿性を確保するために通信路の暗号化を行った上で、その他の情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずること。

第8章 個別事項に係る対策

第1節 情報システムへの IPv6 技術の導入における対策

(IPv6 移行機構がもたらすぜい弱性対策)

第77条 情報システムセキュリティ責任者は、IPv6 技術を利用する通信（以下「IPv6 通信」という。）を行う情報システムを構築する場合は、製品として調達する機器等について、IPv6 Ready Logo Programに基づく Phase-2 準拠製品を、可能な場合には選択すること。

2 情報システムセキュリティ責任者は、IPv6 通信の特性等を踏まえ、IPv6 通信を想定して構築する情報システムにおいて、以下の事項を含む脅威又はぜい弱性に対する検討を行い、必要な措置を講ずること。

- 一 グローバル IP アドレスによる直接の到達性における脅威
- 二 IPv6 通信環境の設定不備等に起因する不正アクセスの脅威
- 三 IPv4 通信と IPv6 通信を情報システムにおいて共存させる際の処理考慮漏れに起因するぜい弱性の発生
- 四 アプリケーションにおける IPv6 アドレスの取扱い考慮漏れに起因するぜい弱性の発生

（意図しない IPv6 通信の抑止と監視）

第78条 情報システムセキュリティ責任者は、電子計算機及び通信回線装置を、IPv6 通信を想定していない通信回線に接続する場合には、自動トンネリング機能で想定外の IPv6 通信パケットが到達する脅威等、当該通信回線から受ける不正な IPv6 通信による情報セキュリティ上の脅威を防止するため、IPv6 通信を抑止するなどの措置を講ずること。

第9章 情報システムの利用

第1節 情報システムの利用

（情報システムの利用に係る規程の整備）

第79条 統括情報セキュリティ責任者は、機関等の情報システムの利用のうち、情報セキュリティに関する規程を整備すること。

2 統括情報セキュリティ責任者は、USB メモリ等の外部電磁的記録媒体を用いた情報の取扱いに関する利用手順を定めること。当該手順には、以下の事項を含めること。

- 一 職員等は、国の行政機関、独立行政法人若しくは指定法人が貸与する外部電磁的記録媒体又は本項に規定する利用手順において定められた外部電磁的記録媒体を用いた情報の取扱いの遵守を契約により機関等との間で取り決めた機関等外の組織から受け取った外部電磁的記録媒体を使用すること。
- 二 自組織以外の組織から受け取った外部電磁的記録媒体は、自組織と当該組織との

間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために必要な措置を講ずること。

- 3 統括情報セキュリティ責任者は、機密性3情報、要保全情報又は要安定情報が記録された USB メモリ等の外部電磁的記録媒体を要管理対策区域外に持ち出す際の許可手続を定めること。

(情報システム利用者の規程の遵守を支援するための対策)

第80条 情報システムセキュリティ責任者は、業務従事者による規程の遵守を支援する機能について情報セキュリティリスクと業務効率化の観点から支援する範囲を検討し、当該機能を持つ情報システムを構築すること。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、業務従事者が閲覧することが可能な機構外のウェブサイト制限し、定期的にその見直しを行うこと。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバを用いて提供するサービスが利用者からの文字列等の入力を受けける場合には、特殊文字の無害化を実施すること。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバからウェブクライアントに攻撃の糸口になり得る情報を送信しないように情報システムを構築すること。
- 5 情報システムセキュリティ責任者は、受信メールに対するフィルタリング機能や電子メールに添付されている実行プログラム形式のファイルを削除等することで実行させない機能等、職員が不審な電子メールを受信することによる被害を系統的に抑止する機能を情報システムに導入すること。また当該機能に係る設定や条件は定期的に見直すこと。

(情報システムの利用時の基本的対策)

第81条 業務従事者は、業務の遂行以外の目的で情報システムを利用しないこと。

- 2 業務従事者は、情報システムセキュリティ責任者が接続許可を与えた通信回線以外に機構の情報システムを接続しないこと。
- 3 業務従事者は、情報システムセキュリティ責任者の許可を受けていない情報システムを通信回線に接続しないこと。
- 4 業務従事者は、情報システムで利用可能と定められたソフトウェアを除いて、ソフトウェアを利用しないこと。
- 5 業務従事者は、情報システムセキュリティ責任者の許可を受けていない機器等を情報システムに接続しないこと。
- 6 業務従事者は、情報システムの設置場所から離れる場合等、第三者による不正操作

のおそれがある場合は、情報システムを不正操作から保護するための措置を講ずること。

- 7 業務従事者は、機構が貸与する端末（要管理対策区域外で使用する場合に限る。）及び機構貸与以外の端末を用いて要保護情報を取り扱う場合は、定められた利用手順に従うこと。
- 8 業務従事者は、次の各号に掲げる端末を用いて当該各号に定める情報を取り扱う場合は、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。
 - 一 機構が貸与する端末（要管理対策区域外で使用する場合に限る） 機密性3情報、要保全情報又は要安定情報
 - 二 機構貸与以外の端末 要保護情報
- 9 業務従事者は、要管理対策区域外において機構外通信回線に接続した端末（貸与外端末を含む。）を要管理対策区域で機関等内通信回線に接続する場合には、定められた安全管理措置を講ずること。
- 10 業務従事者は、要管理対策区域外において機構外通信回線に接続した端末（貸与外端末を含む。）を要管理対策区域で機構内通信回線に接続する場合には、情報システムセキュリティ責任者の許可を得ること。
- 11 業務従事者は、機密性3情報、要保全情報又は要安定情報が記録されたUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体を要管理対策区域外に持ち出す場合には、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。

（電子メール及びウェブの利用時の対策）

- 第82条 業務従事者は、業務遂行に係る情報を含む電子メールを送受信する場合には、機構が運営し、又は外部委託した電子メールサーバにより提供される電子メールサービスを利用すること。ただし、機構貸与以外の情報システムによる情報処理について許可を得ている者については、この限りでない。
- 2 業務従事者が機構外の者に対して、電子メールの送信元としてドメイン名を使用する場合には、政府ドメイン名を使用すること。ただし、当該機構外の者にとって、当該業務従事者が既知の者である場合を除く。
 - 3 業務従事者は、受信した電子メールにより、スクリプトが電子計算機で実行されないように電子メールの内容を表示させること。
 - 4 業務従事者は、情報セキュリティの確保がなされるよう適切にウェブクライアントのセキュリティ設定をすること。
 - 5 業務従事者は、ウェブクライアントが動作する電子計算機にソフトウェアをダウンロードする場合には、電子署名により当該ソフトウェアの配布元を確認すること。
 - 6 業務従事者は、閲覧しているウェブサイトに表示されるフォームに要機密情報を入力して送信する場合には、以下の事項を確認すること。

- 一 送信内容が暗号化されること。
- 二 当該ウェブサイトが送信先として想定している組織のものであること。

(識別コードの管理)

- 第83条 業務従事者は、主体認証の際に自己に付与された識別コード以外の識別コードを用いて、情報システムを利用しないこと。
- 2 業務従事者は、自己に付与された識別コードを、それを知る必要のない者に知られるような状態で放置しないこと。
 - 3 業務従事者は、自己に付与された識別コードを他者に主体認証に用いる目的のために付与及び貸与しないこと。
 - 4 業務従事者は、業務のために識別コードを利用する必要がなくなった場合は、その旨を情報システムセキュリティ管理者に届け出ること。ただし、個別の届出が必要ないと、情報システムセキュリティ責任者が定めている場合は、この限りでない。
 - 5 業務従事者は、管理者権限を持つ識別コードを付与された場合には、管理者としての業務遂行時に限定して、当該識別コードを利用すること。

(主体認証情報の管理)

- 第84条 業務従事者は、主体認証情報が他者に使用され、又はその危険が発生した場合には、直ちに情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者にその旨を報告すること。
- 2 情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者は、主体認証情報が他者に使用され、又はその危険が発生したことの報告を受けた場合には、必要な措置を講ずること。
 - 3 業務従事者は、知識による主体認証情報を用いる場合には、以下の管理を徹底すること。
 - 一 自己の主体認証情報を他者に知られないように管理すること。
 - 二 自己の主体認証情報を他者に教えないこと。
 - 三 主体認証情報を忘却しないように努めること。
 - 四 主体認証情報を設定するに際しては、容易に推測されないものにすること。
 - 五 異なる識別コードに対して、共通の主体認証情報を用いないこと。
 - 六 異なる情報システムにおいて、識別コード及び主体認証情報についての共通の組合せを用いないこと（シングルサインオンの場合を除く。）。
 - 七 情報システムセキュリティ管理者から主体認証情報を定期的に変更するように指示されている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。
 - 4 業務従事者は、所有による主体認証情報を用いる場合には、以下の管理を徹底すること。
 - 一 主体認証情報格納装置を本人が意図せずに使われることのないように安全措置

を講じて管理すること。

- 二 主体認証情報格納装置を他者に譲渡及び貸与しないこと。
- 三 主体認証情報格納装置を紛失しないように管理すること。紛失した場合には、直ちに情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者にその旨を報告すること。
- 四 主体認証情報格納装置を利用する必要がなくなった場合には、これを情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者に返還すること。

(暗号化機能及び電子署名機能の利用)

第85条 業務従事者は、情報を暗号化する場合及び情報に電子署名を付与する場合には、定められたアルゴリズム及び方法に従うこと。

- 2 業務従事者は、暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、定められた鍵の管理手順等及び鍵の保存方法等に従い、これを適切に管理すること。

(情報システムの運用時の不正プログラム対策)

第86条 情報システムセキュリティ管理者は、不正プログラムに関する情報の収集に努め、当該情報について対処の要否を決定し、特段の対処が必要な場合には、業務従事者にその対処の実施に関する指示を行うこと。

- 2 業務従事者は、ソフトウェアのセキュリティ機能を活用し、不正プログラム感染を回避するための以下措置に努めること。
 - 一 アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知される実行ファイルを実行せず、データファイルをアプリケーション等で読み込まないこと。
 - 二 アンチウイルスソフトウェア等に係るアプリケーション及び不正プログラム定義ファイル等について、これを常に最新の状態に維持すること。
 - 三 アンチウイルスソフトウェア等による不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
 - 四 アンチウイルスソフトウェア等により定期的に全ての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。
- 3 業務従事者は、外部からデータやソフトウェアを電子計算機等（業務従事者が機構貸与以外の情報システムを業務に使用する場合にはそれを含む。）に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正プログラム感染の有無を確認すること。
- 4 業務従事者は、不正プログラムに感染するリスクを低減する情報システム（業務従事者が機構貸与以外の情報システムを業務に使用する場合にはそれを含む。）の利用方法として、以下のうち実施可能な措置を講ずること。
 - 一 不審なウェブサイトを閲覧しないこと。

- ニ アプリケーションの利用において、マクロ等の自動実行機能を無効にすること。
 - 三 プログラム及びスクリプトの実行機能を無効にすること。
 - 四 安全性が確実でないプログラムをダウンロードしたり実行したりしないこと。
- 5 業務従事者は、不正プログラムに感染したおそれのある場合には、感染した電子計算機（業務従事者が機構貸与以外の情報システムを業務に使用する場合にはそれを含む。）の通信回線への接続を速やかに切断し、必要な措置を講ずること。
- 6 情報システムセキュリティ責任者は、不正プログラム対策の状況を適宜把握し、その見直しを行うこと。

（Web 会議サービスの利用時の対策）

- 第 87 条 業務従事者は、機構の定める利用手順に従い、Web 会議の参加者や取り扱う情報に応じた情報セキュリティ対策を実施すること。
- 2 業務従事者は、Web 会議を主催する場合、会議に無関係の者が参加できないよう対策を講ずること。

第 2 節 テレワーク

（実施規程の整備）

- 第 88 条 統括情報セキュリティ責任者は、テレワーク実施時の情報セキュリティ対策に係る規程を整備すること。なお、原則としてテレワークは機構が貸与する端末で行うよう定めること。

（実施環境における対策）

- 第 89 条 情報システムセキュリティ責任者は、テレワークの実施により機構外通信回線を経由して機構の情報システムへリモートアクセスする形態となる情報システムを構築する場合は、通信経路及びリモートアクセス特有の攻撃に対するセキュリティを確保すること。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、リモートアクセスに対し多要素主体認証を行うこと。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、リモートアクセスする端末を許可された端末に限定する措置を講ずること。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、リモートアクセスする端末を最新のぜい弱性対策や不正プログラム対策が施されている端末に限定すること。

（実施時における対策）

- 第 90 条 情報システムセキュリティ責任者は、テレワーク実施前及び実施後に業務従事者がチェックすべき項目を定め、業務従事者に当該チェックを実施させること。

- 2 業務従事者は、画面ののぞき見や盗聴を防止できるようテレワークの実施場所を選定すること。また、自宅以外でテレワークを実施する場合には、離席時の盗難に注意すること。
- 3 業務従事者は、原則として情報セキュリティ対策の状況が定かではない、又は不十分な機構外通信回線を利用してテレワークを行わないこと。

第10章 雑則

(本基準の管理部署)

第91条 この基準を管理する担当課等はリスクマネジメント推進室とする。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、平成23年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、平成25年1月18日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、平成31年1月7日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、令和元年10月15日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、令和2年3月26日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、令和4年10月21日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この基準は、令和5年4月1日から施行する。